

# 学校法人会計について

学校法人会計は、企業会計と同じように収入支出や財産の状況を明らかにするものです。しかし、学校法人と一般企業とはその事業目的に違いがあり、会計にも違いが表れてきます。

学校法人の主な収入は、学生生徒等の納付金の他、国や地方公共団体の補助金であるため、公共性が高く、企業が収益を重視するのに対し、学校法人は、教育研究活動を目的とし、その永続的な実施を重視しています。

本学園の会計は、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い、貸借対照表及び収支計算書(「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」)を作成しており、同会計基準による様式は、補助金交付の観点からの表示区分となっています。

## 1. 資金収支計算書について

資金収支計算書は、学校法人の当該会計年度の諸活動に対するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金(現金および預金でいつでも引出可能な預貯金をいいます)の出入を明らかにすることを目的としています。すなわち、資金の動きをすべて網羅した計算書です。

収入には、学生生徒等からの学納金、入学者選抜のための手数料(入学検定料)、国・県等からの補助金、寄付金、資産運用から得る受取利息等、学寮運営のための収入(補助活動収入)、借入を行った場合は借入金収入、翌年度の入学生からの納付金(前受金収入)、学生生徒・教職員からの預り金収入などが含まれ、支出には、教職員・役員に係る人件費をはじめ学園運営にかかる経費(教育研究経費支出・管理経費支出)、借入金にかかる借入金等返済支出および借入金等利息支出、記念事業等特定預金に計上した場合及び国債・地方債の有価証券等を購入した場合の資産運用支出、翌年度の経費を支払いした場合の前払金支払支出などが含まれます。実際の支払資金の収入及び支出は、当該年度に収入すべき額・支出すべき額に前年度末と当年度末の未収入金・未払金・前払金・前受金を加減算して表しています。

また、資金収支計算書の附属表としての活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を3つの活動区分(教育活動、施設整備の活動、財務等の活動)に分けて表しています。

## 2. 事業活動収支計算書について

事業活動収支計算書は、収支を経常的な収支と臨時的な収支に分け、さらに経常的な収支を教育活動収支と財務活動を中心とする教育活動外収支に分け、毎年度の収支バランスを、基本金組入前当年度収支差額(従来の帰属収支差額)として表示しています。この基本金組入前当年度収支差額から、基本金組入額を差し引いて、当年度収支差額や翌年度繰越収支差額を表し、当該会計年度中における事業活動の成果を明らかにすることを目的としています。

## 3. 貸借対照表について

貸借対照表は、学校法人の決算期末日における資産・負債・基本金・繰越収支差額の内容および金額を明示し、財政状態の健全性、必要資産の保有状況について明らかにするものです。